

公開シンポジウム

女性の財産権・相続をめぐる 比較ジェンダー史

女性の財産権や相続は、歴史のなかでどのような法のもとで規定され、家族・親族のあり方とどのような関係にあったのでしょうか。本シンポジウムでは、ローマ法、中世イタリア法、イスラーム法を比較しつつ、ジェンダーの視点から考察していきます。みなさま、奮ってご参加ください。

■プログラム

総合司会 小野 仁美(東京大学)

趣旨説明 三成 美保(奈良女子大学)

第一講演 浦野 聡(立教大学)

「6世紀後半ローマ法下、貴族女性の相続と財産管理事務をめぐる一断章—コンスタンティノープルと中エジプトの事例から—」

第二講演 阪上 眞千子(甲南大学)

「イタリア中世における女性の財産権(ローマ法学説と地域特有法)」

休憩

第三講演 阿部 尚史(お茶の水女子大学)

「西アジアのムスリム社会における女性の相続と財産移転—19世紀イランの事例を中心に—」

コメント1 久留島 典子(神奈川大学)

コメント2 竹村 和朗(高千穂大学)

全体討論

2022 **2.11**(金・祝) 13:30 ~ 17:00

会場: オンライン (Zoom)

なお、本シンポジウムは、
科研費基盤研究(B)『『アジア・ジェンダー史』の構築と『歴史総合』教材の開発』(2020~2022年)(研究代表者:三成美保)
および
科研費基盤研究(A)「イスラーム・ジェンダー学と現代的課題に関する応用的・実践的研究」(2020~2023年)(研究代表者:長沢栄治)
の共催で開催いたします。